　　　　理事・監事・評議員及び評議員選任・解任委員の報酬に関する規程

（目　的）

第　一　条　この規程は、社会福祉法人土佐青山会の理事・監事・評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものとする。

（理事会及び評議員会の出席報酬）

第　二　条　理事が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表１に基づきそれぞれの報酬を支払うことができるものとする。

　　２　交通費は、実費を支給することができるものとする。

３　各年度の総額は、２００，０００円を超えない範囲とする。

（監事の報酬）

第　三　条　監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表１により報酬を支払うことができるものとする。

　　２　監事が理事会及び評議員会に出席した以外の日において、法人及び施設の指導検査への

　　　　立会及び運営状況の指導又は監査の業務に当たった場合は、別表２により報酬を支払う

　　　　ことができるものとする。

　　３　交通費は、実費をすることができるものとする。

４　各年度の総額は、１００，０００円を超えない範囲とする。

（役員の勤務報酬）

第　四　条　理事が理事会に出席及び評議員が評議員会に出席した以外の日において、理事長の　　　　命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表３により報酬を支払うことができるものとする。

　　２　交通費は、実費を支給することができるものとする。

（評議員選任・解任委員の報酬）

第　五　条　評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表４により

　　　報酬を支払うことができるものとする。

２　交通費は、実費を支給することができるものとする。

（改　正）

第　六　条　本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附　則

　　この細則は、平成２９年４月１日から施行する。